

建災防宮城県支部からのお知らせ

平成31年3月1日

3月も暴風警報が多発!強風対策の徹底をお願いします。

2月4日、強風による足場倒壊があり、死亡事故となっています。

宮城県の過去の気象データを見ますと3月も暴風警報が多く発表されています。

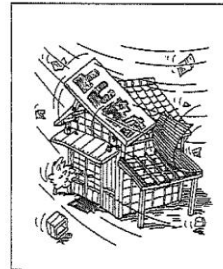
足場は、風荷重を検討の上、壁つなぎ等十分な強度を保持するよう設置してください。また、現場にデジタル風速計等を設置するなど、気象

状況を的確に把握するとともに、急激な気象条件の悪化に備えた対応マニュアルの整備をお願いします。さらに、高所作業や移動式クレーン作業等悪天候時の作業規制があるものについて、作業中止が迅速に伝達できるよう連絡体制の確認をお願いします。

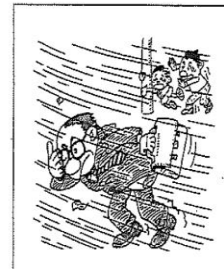
(風の強さ)



10メートル
傘をさしていると壊れる



15メートル
看板やトタン屋根が飛びはじめる



20メートル
大人がやっと歩くことができる

宮城県内平成30年建設業労働災害発生状況 (31年1月末速報値) 死傷災害は死亡7名を含む325名 同期比死傷 - 5.5% (死亡+3名)

平成30年労働災害の発生状況 (平成31年1月末現在速報)

宮城労働局発表より

死傷災害の状況 (建設業関係)

業種	平成28年 全期		平成29年 全期		平成29年 同時期速報		平成30年 1~12月速報		前年同月比較			
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	
									増減数	増減率 %	増減数	増減率 %
全産業計	2467	16	2385	17	2307	14	2497	23	190	8.2	9	64.3
建設業	432	5	350	5	344	4	325	7	-19	-5.5	3	75.0
土木工事業	149	4	123	2	121	2	121	2	0	0	0	0
建築工事業	239	1	179	3	175	2	152	3	-23	-13.1	1	50.0
鉄骨・コンクリート造 家屋建築工事業	60	1	48	2	46	2	41	2	-5	-10.9	0	0
木造家屋建築工事業	120	0	86	0	84	0	53	0	-31	-36.9	0	0
建築設備工事業。その 他の建築工事業	59	0	45	1	45	0	58	1	13	28.9	1	
その他の建設工事	44	0	48	0	48	0	52	2	4	8.3	2	

災害件数は平成30年12月末までに受付した労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。死亡件数は内数となっています。
なお、平成30年の災害件数は31年3月末確定となります。

※ 労働者死傷病報告 (休業4日以上) の様式が改正されました!

外国人労働者に係る労働災害の発生状況の欄が設けられ、1月8日以降報告の災害に適用されます。様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 HP [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [事業主の方へ](#) > [安全衛生関係主要様式](#)

安全衛生教育を実施して 安全で安心して働ける職場にしましょう！

宮城労働局労働基準部健康安全課

宮城労働局管内における平成 30 年の労働災害の発生状況(平成 31 年 1 月末現在速報値)は、死亡者数が 23 人と東日本大震災以降最多となりました。また、休業 4 日以上之死傷者数は 2,497 人と、前年同期比 8.2%の増加となっています。

死亡災害を主な業種別に見ると、建設業 7 人、次いで陸上貨物運送業と第三次産業が各 5 人、製造業 4 人の順となっており、主な事故の型別では、交通事故 8 人、次いで墜落・転落 5 人、激突され 3 人の順となっています。

主な死亡災害の内容を見ると、①速度オーバーによる交通事故、②安全帯の未使用、③吊り荷に激突された、④車両の用途外使用による災害となっています。

労働災害を防止するためには、危険な箇所を除去する等の本質的な安全対

策や手すりや安全カバーを設置するといった機械設備面での安全防護対策が有効となります。加えて作業者が正しく作業を実施することが不可欠となりますが、災害事例を見ると作業方法が守られていなかったことや不安全行動が災害に結び付いているものが多数見受けられています。

不安全行動等を減らすためには、法定の安全衛生教育は基より、作業の慣れからくる災害防止のための繰返し教育、危険有害業務従事者に対する安全衛生能力向上教育(5年目毎の教育)※の充実を図ることが必要です。

新年度を迎え人事異動や新入社員を迎える職場が多いと思われませんが、新年度に向けて新たな安全衛生管理体制を確立し、従業員に応じた安全衛生教育を実施し、安全で安心して働ける職場づくりをお願いいたします。

※建災防(注)安衛法第60条の2

事業者は、…その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

(平成元年 安全衛生教育指針公示 定期的な教育~5年以内)

偽の修了証に御注意ください！

建災防宮城県支部名を使った偽の技能講習修了証を提示して、現場で就労しようとした者がいるとの通報がありました。資格確認には、原本を確認いただくとともに、当該修了証に不審な点がある場合は建災防まで御連絡ください。

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604